

令和7年度 指定保育士養成施設 3月卒業(修了)見込申請書類 取りまとめ日程表

※当センターHPを9月下旬に更新の際に追加します。

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	マニュアル 参照箇所	登録事務処理センター (以下センター)	都道府県	備考
7月 8月		HP更新を確認 ※1 「保育士登録の手引き」(以下「手引き」)の必要部数他について、センターに請求 請求期限: 令和7年8月18日(月)14:00		〈下旬〉 ホームページ(以下「HP」)更新により、当該年度の取りまとめ方法について案内開始		※1 「保育士登録の手引き」は、申請書など、申請に必要な書類が全てセットされた冊子です。
9月 11月下旬	・登録手数料払込 ・申請書類を作成 ・卒業(修了)見込証明書を申請書に添付し、養成施設に提出	※2 「マニュアル」をダウンロード ・学内の申請者に「手引き」を配布 ・卒業(修了)見込証明書を発行 ※3 ・申請書類の回収、取りまとめ ・「申請書類集計表」、「申請者リスト」の作成 センターへ申請書類を提出 提出期限: 令和7年11月21日(金)必着		〈下旬〉・HP更新により、取りまとめの「マニュアル」配布開始 ・「手引き」を養成施設へ発送 ・申請書類の点検・確認		※2 取りまとめ方法などの詳細については「マニュアル」でご案内いたします。 HPよりダウンロードして下さい。 ※3 「指定保育士養成施設卒業見込証明書」または「保育士養成課程修了見込証明書」。通常の「卒業見込証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
2月下旬		不備の申請書類について、申請者に確認 ※4 申請者の内、2月下旬の期限までに未修了が確定した者についての連絡 FAX受付期限: 令和8年2月20日(金)17:30必着		・不備の申請書類について、養成施設担当に照会 当該申請者について、申請取下げの扱いとする		※4 この期限までに連絡のあった申請書類および登録手数料は、都道府県に送付・送金されず、申請者に返却・返金されます。
3月	申請取下げ者はセンターへ返金依頼の手続き			申請取下げ者へ申請書類・登録手数料を返却および返金		

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	マニュアル 参照箇所	登録事務処理センター (以下センター)	都道府県	備考
3月10日頃				都道府県へ申請書類を送送 登録手数料を送金	申請書類 の審査	※5 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「保育士養成課程修了証明書」。通常の「卒業証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
3月中旬		※5 ・卒業(修了)証明書を提出 ※6 ・未修了確定者/卒業(修了)保留者の連絡 ※7		・卒業(修了)証明書の点検・確認 ・未修了/保留者の確認		※6 登録手数料は、都道府県に送金されているため、返金できません。
3月末		・卒業(修了)が保留となっていた者についての最終確定連絡 ・最終確定修了者の「卒業(修了)証明書」を提出 FAX受付期限: 令和8年3月31日(火)10:00センター必着 ※修了者の「卒業(修了)証明書」はFAX送信後、直ちにセンターあて要郵送		・卒業(修了)証明書を送付 ・未修了者の報告 最終確定について報告 登録者を確認 ※8 「保育士登録済通知書」を送送(3月末)	卒業(修了)証明書の有無を基に、個々の申請者について修了/未修了を確認 修了確定者のみ登録決定 (登録年月日は3月中の日付)	※7 提出期限の時点で、卒業(修了)が未確定となっている者については、一旦保留扱
4月	・「保育士登録済通知書」受取り ・記載内容について、訂正・変更がある場合はセンターへ連絡 変更・訂正 受付期限: 令和8年4月20日(月)			登録内容の訂正・変更		未修了確定者について、当センターへの連絡漏れがないか、念のため、3月中に再度ご確認願います。 ※8 6月中に「保育士証」が交付されるまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもの(ハガキ)
6月末	「保育士証」の受取り			「保育士証」を送送(6月 簡易書留郵便)		

【連絡先】

都道府県知事委託 保育士登録機関
社会福祉法人 日本保育協会

登 録 事 務 処 理 セ ン タ ー

登録管理部 登録管理課 松 本 ・ 山 口（申請書類・証明書類の取りまとめ）
経理課 藤 井 ・ 山 口（登録手数料の払込み）

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2

T E L : 03-3262-1069 / F A X : 03-3262-1070